

■ 本書について ■

本書は、関東運輸局管内の指定自動車整備事業者が記載・交付する指定整備記録簿及び保安基準適合証等の記載漏れ・誤記等をなくすことを目的とし、関係法令・通達等をまとめた書籍です。

誠に恐縮ですが、改正等により本書の内容と運輸支局等からの指導が異なる場合があります。その場合、指導に基づいて記録簿等を記載するとともに、本書へは加筆等行い、活用していただきますようお願いいたします。

◎指定自動車整備事業者は、国の行う自動車検査を事業者の責任において行う重要な業務を担っている。従って、指定整備記録簿及び保安基準適合証等の記載・発行を適正に行う必要がある。しかしながら、監査において下表のような結果となっている。

[参考：令和5年度指定事業者の監査結果 抜粋]

項目	監査事業場数と監査の結果
延べ監査事業場数	1,537
延べ法令違反事業場数 (うち支局長警告及び口頭警告)	244 (218)
法令違反事業場の指摘内容の割合 (複合計上)	
指定記録簿の記載及び保存状況	28.4%
保適及び保適標章の交付状況	7.0%

◎編集部で必要事項を抜粋し、以下の項目を収録した。

第1章 同一性の確認

第2章 車検期間と定期点検間隔・自賠責保険早見表

第3章 関係法令と行政処分

第4章 指定整備記録簿の記載要領

第1節 記録簿の記載要領全般
第2節 検査結果等

第5章 保安基準適合証等の記載要領

◎なお、具体的な検査基準については公論出版「自動車検査ハンドブック」及び規程原文を収録した「保安基準と審査事務規程〔原文〕」を参照のこと。
また、自動車の点検・整備方法についても収録していない。自動車点検基準以外の具体的な点検・整備方法については各自動車メーカー発行の技術資料を参照のこと。

令和7年10月 編集部

目 次

用語について	5
--------	---

第1章 同一性の確認

1 同一性の確認について	10
2 自動車登録番号・車両番号	15
3 車台番号及び原動機の型式（打刻）	30
4 車名及び型式	37
5 自動車の種別 （普通自動車、小型自動車、検査対象軽自動車又は大型特殊自動車の別）	39
6 長さ、幅及び高さ	41
7 車体の形状	44
8 燃料の種類	45
9 原動機の総排気量又は定格出力	46
10 自家用又は事業用の別	46
11 用途	46
12 牽引重量又は第五輪荷重（牽引自動車）	47
13 牽引自動車の車名及び型式（被牽引自動車）	49
14 乗車定員、最大積載量及び車両総重量	49
15 車両重量	51
16 空車状態における軸重	51
17 基準緩和自動車の内容	52
18 積載物品名（爆発性液体又は高圧ガスを運送するタンク自動車）	53
19 破壊試験を行っていない装置を備える自動車	54
20 灯火を車体の上部に備える道路維持作業用自動車	54
21 青色防犯灯を備える自主防犯活動用自動車	54
22 燃料タンクの個数及び容量（車両総重量7トン以上の普通貨物用自動車）	54

第2章 車検期間と定期点検間隔・自賠責保険早見表

1 事業用／普通・小型	57
2 自家用／普通・小型	58
3 レンタカー／普通・小型	59
4 軽自動車	60
5 自賠責保険早見表	61

第3章 関係法令と行政処分等

■ 指定整備記録簿関係

1 指定記録簿の記載事項等	68
2 指定記録簿等の電磁的記録の作成・保存に関する取扱い	69

■ 保安基準適合証等関係

1 指定事業者による保安基準適合証等の交付	72
2 手続の委任	76
3 保安基準適合証等と自賠責保険	77
4 指定事業者による限定保安基準適合証の交付	81
5 電磁的方法による保安基準適合証の提供	84
6 自動車検査員による検査と証明	88
7 自動車検査員の服務	95
8 現車提示の省略と保安基準適合証等の交付範囲	96
9 保安基準適合証等の有効期間	100
10 保安基準適合証等の様式	101
11 保安基準適合標章の表示	104
12 保安基準適合証等の管理	105
13 作業場等の基準の解釈	108
14 検査設備の共同使用	108
15 指定事業者の業務提携	109

■ 行政処分等

1 違反点数の適用	110
2 行政処分の種類とその該当事由	115
3 違反点数一覧	123
4 行政処分の公表	148

第4章 指定整備記録簿の記載要領

第1節 記録簿の記載要領全般 150

1 法令で定める記録簿への記載事項	151
2 作業指示	154
3 点検結果及び整備の概要	154
4 依頼者の氏名	159
5 整備主任者の氏名及び自動車検査員の氏名	160

6 厳しい使われ方をする車の点検項目（シビアコンディション）	162
7 日常点検	166
8 その他の点検項目等（特殊な装置）・主な交換部品	169
9 メンテナンスに関するアドバイス	170

第2節 検査結果等 170

1 制動力	171
2 前照灯	182
3 前部霧灯	194
4 速度計の誤差	195
5 タイヤの振れ	198
6 サイド・スリップ	198
7 警音器	200
8 近接排気騒音	203
9 CO・HC	208
10 黒煙・粒子状物質	211
11 OBD 検査結果	213
12 目視等による検査	215
13 自動車検査証、登録識別情報等通知書又は 自動車検査証返納証明書の記載事項との照合	223
14 備考欄	224
15 複数の検査員による点検・検査時	225
16 検査設備の共同使用時	226

第5章 保安基準適合証等の記載要領

1 紙による保安基準適合証等交付時の取扱い	233
2 電磁的方法による保安基準適合証等提供時の取扱い	263

■ 索引	265
------	-----



◎内容について、疑問点などがある場合は編集部までメールにてお問い合わせください。

メールアドレス inquiry@kouronpub.com

第1節 記録簿の記載要領全般

※編注：具体的な点検及び整備方法については各自動車メーカー発行の技術資料参照。

◎すべての指定整備記録簿について、管理者（検査部門及び作業部門を統制する職にある者）は必ずその記載状況を確認するとともに、指定整備車に係わる各段階の検査記録、作業指示書、部品伝票、料金請求書との照合も随時行い、常に実態の把握を怠らないようにすること。〈保適に関する不正行為の防止・2〉

■ 指定整備記録簿記載の流れ

作業内容	担当者	指定整備記録簿の関連業務	記載色※（例）
①受付	フロント係	緒元等の記入	黒
②受入点検	整備主任者、 自動車検査員	受入点検による作業指示の 記入	赤
③整備作業	整備要員	整備作業結果の記入	黒
④中間点検	整備主任者	点検・整備結果の記入	黒
		追加作業・再整備の作業指示	青
⑤完成検査	自動車検査員	検査結果及び各項目記入	赤
		追加作業・再整備の作業指示	青
⑥保安基準適合証 等交付	事業者、事業 場管理責任者	確認	—
⑦継続検査手続き	フロント係、 担当者	保管2年	—
⑧納車	担当者	—	—

※消えるボールペンは不可。

1

法令で定める記録簿への記載事項

第4章

指定整備記録簿の記載方法

◎指定自動車整備事業者は、指定整備記録簿を備え、保安基準適合証、保安基準適合標章又は限定保安基準適合証を交付した自動車について、次に掲げる事項を記載しなければならない。〈法・94条の6－1項〉

- ①車名及び型式
- ②車台番号
- ③原動機の型式
- ④自動車登録番号又は車両番号
- ⑤点検及び整備並びに検査の概要
- ⑥検査の年月日
- ⑦自動車検査員の氏名
- ⑧保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の番号
〈指定規則・10条〉
- ⑨依頼者の氏名又は名称及び住所

[法令で定める記録簿への記載事項]

⑤点検及び整備並びに検査の概要

⑨依頼者の氏名又は名称及び住所

④自動車登録番号又は車両番号

②車台番号

指定整備記録簿(特定整備記録簿)				依頼者(受検者)の氏名又は名称		自動車登録番号又は車両番号		別表の 備考	
作業 項目	実施 状況	実施 場所	実施 日時	氏名	車台番号				
エンジンルーム点検 ①エンジンオイル ②冷却水 ③ベルト ④ラジエター ⑤ファンベルト ⑥キャブレター ⑦点火系 ⑧燃料系 ⑨空濾器 ⑩エアフローメーター ⑪エアロメーター ⑫エアロメーター ⑬エアロメーター ⑭エアロメーター ⑮エアロメーター ⑯エアロメーター ⑰エアロメーター ⑱エアロメーター ⑲エアロメーター ⑳エアロメーター ㉑エアロメーター ㉒エアロメーター ㉓エアロメーター ㉔エアロメーター ㉕エアロメーター ㉖エアロメーター ㉗エアロメーター ㉘エアロメーター ㉙エアロメーター ㉚エアロメーター ㉛エアロメーター ㉜エアロメーター ㉝エアロメーター ㉞エアロメーター ㉟エアロメーター ㊱エアロメーター ㊲エアロメーター ㊳エアロメーター ㊴エアロメーター ㊵エアロメーター ㊶エアロメーター ㊷エアロメーター ㊸エアロメーター ㊹エアロメーター ㊺エアロメーター ㊻エアロメーター ㊼エアロメーター ㊽エアロメーター ㊾エアロメーター ㊿エアロメーター				室内点検 ①ブレーキ ②サスペンション ③ステアリング ④タイヤ ⑤エンジン ⑥トランスミッション ⑦クラッチ ⑧ブレーキ ⑨サスペンション ⑩ステアリング ⑪タイヤ ⑫エンジン ⑬トランスミッション ⑭クラッチ ⑮ブレーキ ⑯サスペンション ⑰ステアリング ⑱タイヤ ⑲エンジン ⑳トランスミッション ㉑クラッチ ㉒ブレーキ ㉓サスペンション ㉔ステアリング ㉕タイヤ ㉖エンジン ㉗トランスミッション ㉘クラッチ ㉙ブレーキ ㉚サスペンション ㉛ステアリング ㉜タイヤ ㉝エンジン ㉞トランスミッション ㉟クラッチ ㊱ブレーキ ㊲サスペンション ㊳ステアリング ㊴タイヤ ㊵エンジン ㊶トランスミッション ㊷クラッチ ㊸ブレーキ ㊹サスペンション ㊺ステアリング ㊻タイヤ ㊼エンジン ㊽トランスミッション ㊾クラッチ ㊿ブレーキ		下廻り点検 ①エンジン ②トランスミッション ③クラッチ ④ブレーキ ⑤サスペンション ⑥ステアリング ⑦タイヤ ⑧エンジン ⑨トランスミッション ⑩クラッチ ⑪ブレーキ ⑫サスペンション ⑬ステアリング ⑭タイヤ ⑮エンジン ⑯トランスミッション ⑰クラッチ ⑱ブレーキ ⑲サスペンション ⑳ステアリング ㉑タイヤ ㉒エンジン ㉓トランスミッション ㉔クラッチ ㉕ブレーキ ㉖サスペンション ㉗ステアリング ㉘タイヤ ㉙エンジン ㉚トランスミッション ㉛クラッチ ㉜ブレーキ ㉝サスペンション ㉞ステアリング ㉟タイヤ ㊱エンジン ㊲トランスミッション ㊳クラッチ ㊴ブレーキ ㊵サスペンション ㊶ステアリング ㊷タイヤ ㊸エンジン ㊹トランスミッション ㊺クラッチ ㊻ブレーキ ㊼サスペンション ㊽ステアリング ㊾タイヤ ㊿エンジン		日常点検 ①エンジン ②トランスミッション ③クラッチ ④ブレーキ ⑤サスペンション ⑥ステアリング ⑦タイヤ ⑧エンジン ⑨トランスミッション ⑩クラッチ ⑪ブレーキ ⑫サスペンション ⑬ステアリング ⑭タイヤ ⑮エンジン ⑯トランスミッション ⑰クラッチ ⑱ブレーキ ⑲サスペンション ⑳ステアリング ㉑タイヤ ㉒エンジン ㉓トランスミッション ㉔クラッチ ㉕ブレーキ ㉖サスペンション ㉗ステアリング ㉘タイヤ ㉙エンジン ㉚トランスミッション ㉛クラッチ ㉜ブレーキ ㉝サスペンション ㉞ステアリング ㉟タイヤ ㊱エンジン ㊲トランスミッション ㊳クラッチ ㊴ブレーキ ㊵サスペンション ㊶ステアリング ㊷タイヤ ㊸エンジン ㊹トランスミッション ㊺クラッチ ㊻ブレーキ ㊼サスペンション ㊽ステアリング ㊾タイヤ ㊿エンジン	

②車台番号

検査項目				検査結果				検査項目				検査結果			
項目	検査項目	検査結果	検査項目	検査結果	項目	検査項目	検査結果	項目	検査項目	検査結果	項目	検査項目	検査結果		
①車名及び型式	②原動機	③点検年月日	④検査員	⑤保安基準適合証	⑥保安基準適合標準章	⑦限定保安基準適合証	⑧保安基準適合証番号	⑨保安基準適合標準章番号	⑩限定保安基準適合証番号	⑪保安基準適合証	⑫保安基準適合標準章	⑬限定保安基準適合証	⑭保安基準適合証番号		
①車名及び型式	②原動機	③点検年月日	④検査員	⑤保安基準適合証	⑥保安基準適合標準章	⑦限定保安基準適合証	⑧保安基準適合証番号	⑨保安基準適合標準章番号	⑩限定保安基準適合証番号	⑪保安基準適合証	⑫保安基準適合標準章	⑬限定保安基準適合証	⑭保安基準適合証番号		

①車名及び型式

③原動機

⑥検査の年月日

⑦自動車検査員の氏名

⑧保安基準適合証、保安基準適合標準章及び限定保安基準適合証の番号

[記録簿への記載事項]

■ 適合証等再交付の取扱い

◎保安基準適合証等を交付後に、滅失し、棄損し又はその識別が困難となったとき(滅失等)で、継続検査、分解整備検査及び新規検査を申請する場合の

〔法令で定める記録簿への記載事項〕

再交付の取扱いは下記による。〈保適再交付の取り扱い〉

⑥指定整備記録簿に再交付した適合証等番号を次の例により朱書きで付記すること。

- 「適合証第〇〇〇〇号再交付」
- 「標章第〇〇〇〇号再交付」
- 「限定適合証第〇〇〇〇号再交付」

検査機器等による検査										目視等による検査									
制 動 力					前照灯 (走行用・すれ違い用)					前 部 霧 灯					警 音 器				
前	右	kg (N)	kg (N)	左右差	kg (N)	取付高さ	右	左	×100 テスタ・視感	テスト・聴感	テスト・聴感	テスト・聴感	テスト・聴感	テスト・聴感	テスト・聴感	テスト・聴感	テスト・聴感	テスト・聴感	テスト・聴感
軸	左	kg (N)	kg (N)	左右差	kg (N)	% (%)	下	下	速度計の誤差	排気騒音	排気騒音	排気騒音	排気騒音	排気騒音	排気騒音	排気騒音	排気騒音	排気騒音	排気騒音
後	右	kg (N)	kg (N)	左右差	kg (N)	% (%)	左・右	左・右	テスト・聴感	テスト・聴感	テスト・聴感	テスト・聴感	テスト・聴感	テスト・聴感	テスト・聴感	テスト・聴感	テスト・聴感	テスト・聴感	テスト・聴感
軸	左	kg (N)	kg (N)	左右差	kg (N)	% (%)	主×100	主×100	OBD検査結果	C 0	良・否	%	%	%	%	%	%	%	%
計		kg (N)	kg (N)	左右差	kg (N)	% (%)	副×100	副×100	タイヤの磨れ	H C	良・否	%	%	%	%	%	%	%	%
手動		kg (N)	kg (N)	左右差	kg (N)	% (%)	度	度	サイド・スリップ	黒煙・粉状物質	視感・テスト	%	%	%	%	%	%	%	%
走行テスト等の方法と結果																			

自動車検査証、排気ガス検査証明書は自動車検査証記載事項の記載事項との関係									
自動車の種別	用 途	自家用・事業用の別	車体の形状	車 名	型 式	乗 車 定 員	最大積載量	燃 料 の 種 類	そ の 他
普通・小型・軽	乗用・貨物・特種	自家用・事業用	縦型・バン・ステーションワゴン キャブオーバー			人	kg		
車両重量	車両総重量	原動機の型式	長 さ	幅	高 さ	総排気量又は定格出力	燃 料 の 種 類	そ の 他	
kg	kg		mm	mm	mm	kW 馬力	ガソリン・軽油 LPG・CNGその他		

依頼主の氏名									
受付 年 月 日	納車完了予定 年 月 日	時	(依頼者の依頼事項)				初度登録年月又は初度検査年月		
依頼者(使用)者の氏名又は名称及び住所							年 月 日		
(備考)							検 査 の 年 月 日		
							年 月 日		
							自動車検査員の氏名		
							保安基準適合証及び保安基準適合標章の番号		
							保安基準適合証・適合標章交付		
							適合証第〇〇〇〇号再交付		
							限定保安基準適合証の番号		

◎ 指定整備記録簿に再交付した適合証等番号を、次の例により朱書きで付記する

- 「適合証第〇〇〇〇号再交付」
- 「標章第〇〇〇〇号再交付」
- 「限定適合証第〇〇〇〇号再交付」

〔記録簿への記入〕

2

作業指示

◎顧客もしくは依頼者からの依頼または受入点検から必要な整備作業を整備作業者に作業指示をする場合、赤色のボールペンで次のような例にならいう。
 なお、作業指示はチェック欄（□）内に作業記号は記入しない。

（関プロ記録簿・表紙）

①フロント・ホイール・ベアリングの分解点検を作業指示する場合の記入例

☆ボルト、ナットの緩み	☐
★フロント・ホイール・ベアリングのがた	☐
★リヤ・ホイール・ベアリングのがた	☐

【分解点検を作業指示する場合の記入例①】

②ブレーキ・ライニングの交換を指示する場合の記入例

《ユーザーの要望による交換時》 《分解後に交換必要時（再整備時）》

☆ドラムとライニングとのすき間
 ☆ブレーキシューの摺動部分、ライニングの摩耗

☐
☐

☆ドラムとライニングとのすき間
 ☆ブレーキシューの摺動部分、ライニングの摩耗

☐
☐

※再整備時の作業指示は青色で書くと分かり易い

【交換を作業指示する場合の記入例②】

3

点検結果及び整備の概要

◎「点検及び整備の概要」欄の記載については、次に掲げる「■点検項目」の結果、必要となった整備の概要及び交換した部品を記載すること。この場合、当該自動車の点検整備記録簿の写しを記録簿に確実に貼付することをもって、記載に替えることも差し支えないこととする。（記録簿の記載要領・1）

※編注：「当該自動車の点検整備記録簿の写しを記録簿に確実に貼付する」場合であっても、保適等を交付する指定事業者が点検整備を行った（記載した）記録簿であること。すなわち、他の事業者が点検整備を行った自動車であっても、保適等を交付する事業者が当該自動車を点検整備を行う必要がある。

◎特定整備の内容については、特定整備記録簿に記載し1年間保存することを義務付けてあるが、これを確実に履行することはもちろん、特定整備に該当

《自動車登録番号等》

◎自動車登録番号又は車両番号、車台番号欄は当該自動車検査証の記載事項を正確に転記する。〈関プロマニュアル〉

◎次の欄には、当該自動車検査証等の該当事項を転記すること。

〈整備事業の取扱い・別添3の2第2（6）〉

①使用者

※指定整備依頼者の氏名は、使用者と異なる場合がある。ただし、保安基準適合証には使用者名を記載する。〈関東プロ記録簿・表紙〉

※予備検査の場合には所有者の氏名又は名称及び住所を記入する。

〈関プロマニュアル〉

②乗車定員

③最大積載量

④用途

⑤車両総重量

※限定保安基準適合証を交付する場合には、②～⑤の記載は不要。

〈関プロマニュアル〉

自動車検査証										令和7年4月1日		〇〇運輸支局長																							
自動車登録番号又は車両番号				初度登録年月		自動車の種別		用途		自家用・事業用の別		型式指定番号		類別区分番号																					
車 名						車 体 の 形 状																													
車 台 番 号						燃 料 の 種 類						総排気量又は定格出力																							
型 式						原 動 機 の 型 式						前前軸重						前後軸重						後前軸重						後後軸重					
乗車定員				最大積載量				車両重量				車両総重量				長さ				幅				高さ											
乗車定員				最大積載量				車両重量				車両総重量				長さ				幅				高さ											
使用 者 の 氏 名 又 は 名 称																																			
用 者																																			
備 考																																			
     																																			

国土交通省

裏面もご覧下さい。
この裏面には電子部品（ICチップ）を
内蔵したICタグがありますので、大切に
使用・保管してください。

【自動車検査証の転記】

自動車登録番号 又は車両番号		東京 531 ゆ 369	
車 台 番 号		NCP141-9143341	
使 用 者	氏名又は名称	山羽 喜助	
	住 所	東京都台東区上野3-1-8	
乗 車 定 員		5 人	最大積載量 _____ kg
用 途		乗用	車両総重量 1435 kg

- ◎自動車検査証の記載事項を正確に転記する
 ◎予備検査の場合には所有者の氏名又は名称及び住所を記入する
 ◎限定保安基準適合証を交付する場合には、乗車定員、最大積載量、用途、車両総重量欄への記載は不要

保 安 基 準 達 限 限定保安基準		月 日交付		指 定 番 号	
番 号	令 和	印			
指定自動車整備 事業者の氏名又は 名称					
事業場の名称及 び所在地					
保 限	次の自動車が道路運送車両の保安基準に適合することを証明する	日		最終の検査申請日 年 月 日	
検査の年月日 令和 年	自動車検査員の氏名	印		証明書番号 保険会社	
自動車登録番号 又は車両番号	東京 531 ゆ 369				
車 台 番 号	NCP141-9143341				
使 用 者	氏名又は名称 山羽 喜助				
住 所	東京都台東区上野3-1-8				
乗 車 定 員	5	最大積載量	_____ kg	走行距離表示値 00km mile	
用 途	乗用	車両総重量	1435 kg		
保 険 期 間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで					

注1. 保安基準適合証の有効期間は、検査の日から15日間とする。
 2. 限定保安基準適合証は、有効な限定自動車検査証とともに提出すること。

【自動車登録番号等の記載】

図解
指定整備記録簿と保安基準適合証等の記載要領
関東編
改訂第二版

令和7年 11 月（2025 年 11 月）

■発行日 令和7年 11 月 12 日

■定 価 2,750 円（税込）

■発行所 株式会社 公論出版
〒110-0005
東京都台東区上野3-1-8
電話 03（3837）5731
FAX 03（3837）5740
